

吸收分割に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1

アース製薬株式会社

代表取締役 川端 克宜



当社は、2020 年 8 月 19 日付け吸收分割契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の徳島工場において行うアリ用毒餌剤及びペット用虫ケア用品の製造に関する事業に関して有する権利義務をアース・ペット株式会社（以下「承継会社」といいます）に承継させる吸收分割（以下「本件吸收分割」といいます）を行うこといたしました。

本件吸收分割に関する吸收分割契約の内容その他会社法施行規則第 183 条で定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收分割契約（会社法 782 条 1 項）

本件吸收分割にかかる吸收分割契約の内容は、別添 1 のとおりです。

2. 本件吸收分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則 183 条 1 号）

本件吸收分割において、承継会社は当社に対して分割対価の交付を行いませんが、当社は承継会社の完全親会社であるため、相当と判断いたします。

3. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等および承継会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則 183 条 4 号）

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別添 2 のとおりです。

4. 当社において最終事業年度末日後に生じた会社財産の状況に重大な影響を与える事象（会社法施行規則 183 条 5 号）

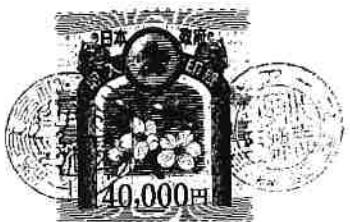
当社は、2020 年 7 月 28 日、野村證券株式会社に対する総数割当の方法より、行使価額修正条項付第 2 回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）を発行しております。また、同新株予約権につき、2020 年 8 月 3 日から 8 月 19 日までの間に、発行総数の 13.61% にあたる 2,450 個の行使がなされています。

5. 本件吸收分割の効力発生日以後における、当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 183 条 6 号）

本件吸收分割が当社並びに承継会社の個別業績及び連結業績に及ぼす影響は軽微であり、債務の履行に支障となる要因はございません。

以上

別添 1



吸收分割契約書

アース製薬株式会社（以下「甲」という。）とアース・ペット株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の徳島工場において行う事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）につき、2020年8月19日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸收分割契約を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本吸收分割に係る吸收分割会社たる甲及び吸收分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号：アース製薬株式会社

住所：東京都千代田区神田司町二丁目12番地1

(2) 吸收分割承継会社

商号：アース・ペット株式会社

住所：東京都港区新橋四丁目11番1号

第2条（吸收分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸收分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。）において営む事業のうち、徳島工場において行うアリ用毒餌剤及びペット用虫ケア用品の製造に関する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継するものとする。

第3条（承継する権利義務）

- 乙が本吸收分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載の承継権利義務明細表のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業のみに関する権利義務は、別紙の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
- 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。
- 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸收分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。
- 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、2019年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定する。なお、甲は、当該増減に関する計算書を作成して、これを乙に通知するものとする。

第4条（本吸收分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸收分割に際して、甲に対し、本吸收分割により乙が承継する権利義務に代わる金銭等を交付しないものとする。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法784条第2項の規定に基づき、本契約の承認を甲の株主総会の承認を経ることなく実施する。
2. 乙は、会社法796条第1項本文の規定に基づき、本契約の承認を乙の株主総会の承認を経ることなく実施する。

第6条（本吸收分割が効力を生じる日）

本吸收分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本吸收分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸收分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、甲がこれを保有し、乙がその写しを保有するものとする。

2020 年 8 月 19 日

甲：東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1

アース製薬株式会社

代表取締役社長 川端 克宜



乙：東京都港区新橋四丁目 11 番 1 号

アース・ペット株式会社

代表取締役社長 川端 克宜



別紙

承継権利義務明細表

1. 資産

本吸收分割により、乙が甲から承継する資産は、もっぱら本件事業に属する次に掲げる財産のうち、法令上承継可能なものの他の本件事業に関連する一切の資産とする。

(1) 流動資産

- | | |
|------|------|
| ①製品 | ⑤貯蔵品 |
| ②仕掛品 | ⑥仮払金 |
| ③原材料 | |
| ④容器 | |

(2) 固定資産

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| ①建物 | ⑤工具器具備品 | ⑨電話加入権 |
| ②建物（付属設備） | ⑥車両運搬具 | ⑩ソフトウェア |
| ③構築物 | ⑦土地 | ⑪ソフトウェア仮勘定 |
| ④機械装置 | ⑧建設仮勘定 | |

2. 負債

本吸收分割により、乙が甲から承継する負債は、本件事業に関連する一切の負債とする。

3. 知的財産権

本吸收分割により、乙が甲から承継する知的財産権は、甲が保有する、もっぱら本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権のうち承継可能なもの、並びにもっぱら本件事業に属する技術ノウハウ及び著作権とする。

4. 雇用契約を除く契約

本吸收分割により、雇用契約を除く、もっぱら本件事業に属する売買契約、業務委託契約、リース契約、共同開発契約、秘密保持契約その他の一切の契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙は甲から承継する。また、甲の本件事業とそれ以外の事業の両方に關わる契約については、当該契約上の地位は乙に承継されず、本件事業のみに属する権利義務についてのみ承継する。なお、不動産の賃貸借契約については、甲から乙に承継しない。

5. 雇用契約

本吸收分割により、本件事業に主として従事する従業員に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務を、乙は甲から承継する。

6. 許認可

本吸收分割により、乙が甲から承継する許認可は、もっぱら本件事業に属する免許、
許可、認可、承認、届出等のうち法令上承継可能なものとする。



事業報告書

5. 財産および損益の状況の推移

区 別	第4 5期		第4 6期		第4 7期		第4 8期 (当 期)	
	2016.1~2016.12	2017.1~2017.12	2018.1~2018.12	2019.1~2019.12	2016.1~2016.12	2017.1~2017.12	2018.1~2018.12	2019.1~2019.12
売上高 (千円)	5,097,450	5,151,180	5,313,495	5,331,684				
営業利益 (千円)	178,800	23,941	▲556,927	▲237,749				
経常利益 (千円)	192,909	19,547	▲500,286	▲213,054				
当期純利益 (千円)	127,191	29,096	▲711,310	▲347,983				
1株当たり純利益(円)	1,589	363	▲8,891	▲4,349				
純資産 (千円)	3,049,295	2,902,352	2,911,978	1,913,052				
純資産 (千円)	1,581,348	1,612,223	871,043	522,335				

6. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	当社株式の保有株式数	当社への出資比率
アース製薬株式会社	80,000 株	100%

② 子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ベットフード工房株式会社	東京都港区	5,000 千円	100%	プレミアムペットフードの製造販売

7. 主要な事業内容

2. 設備投資の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社においては、本年度は経営陣を刷新し、各部門においては「健全な財務体質への改善」を全社の目標として取り組んで参りました。当社におきましては、飼育頭数の伸び悩み、飼育犬の超小型化、室内飼育の拡大など飼育環境の変化は、虫ヶア、ベットフード等のそれぞれの市場に暫的変化を起こしており、より高いマーケティング力が要求される市場になつていくものと考えております。このような状況下で、当社は、抜本的な改革を進めてまいります。営業部門においては、新たに販売制度を構築し、小売業者と共に、各代理店と販売目標を共有し拡充に努めます。マーケティング部門においては、新規取引国を開拓すると共に、消費者の声を反映し、ベットど人の快適な暮らしを商品を通じて構築いたします。また、全社的には、廃棄等経費削減を積極的に進め無駄を排除するべく、全社一丸となり業務に邁進いたします。何卒、株主様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご報達を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

部 門 别	主 要 製 品
ペット部門	動物用蚊取り線香・アスパルト・バウ用消臭剤・ペット用シャンプー・ペット用歯みがきローブ・ワニスチック・犬具・引き紐 等の製造販売

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区	大 阪 営 業 所	大 阪 市 中 央 区
徳島オフィス	徳 島 市 川 内 町	広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
札幌 営 業 所	札 �幌 市 中 央 区	福 岡 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
仙 台 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区	三 重 物 流 セン タ ー	三 重 県 黒 津 市
名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 中 区		

9. 従業員の状況

II 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢
男子	72名	46.7才
女子	20名	47.0才
合計又は平均	92名	46.8才

10. 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
アース製薬株式会社	251,217千円

11. その他会社の現況に関する重要な事項
当事業年度において、特記すべき事項はありません。

1. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数	320,000 株
(2) 発行済株式の総数	80,000 株

(3) 株主数 1名

(4) 株主 アース製薬株式会社

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
アース製薬株式会社	80,000	100.00

2. 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	川端 克宜	アース製薬(株) 代表取締役社長 アースグループCEO (株)バスクリン 取締役会長
取締役	長田 後之	営業本部 本部長
取締役	伊東 力	ペットフード工房(株) 取締役 マーケティング戦略本部 本部長 ペットフード工房(株) 取締役
監査役	坂本 泰範	アース製薬(株) グループ経営統括本部 経営管理部 部長 (兼)経理部 部長 (株)バスクリン 監査役(非常勤) 白元アース(株) 監査役(非常勤)

(注) 本事業報告中の記載金額等は千円単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

損益計算書

(2019年12月31日現在)

(2019年1月1日から)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流动資産	1,154,047,860	(負債の部)	1,144,908,574
現金及び預金	69,387,538	流动負債	142,683,337
売上商品	491,136,147	支 払 手 形 金	389,543,654
貯蔵資産	532,865,278	短期期借入金	151,217,718
前未収入金	17,731,503	一年内返済予定期割入金	105,827,000
その他の流動資産	51,001,313	未 払 費 用	168,940,753
貯倒引当金	▲5,028,000	未 払 受 金	79,658,196
		前 預 金	2,120,042
		預 金	13,175,717
		未 払 法 人 税 等	2,552,757
		未 払 消 費 税 等	76,470,400
		返品調整引当金	12,799,000
固定資産	759,005,129	固 定 負 債	245,729,200
有形固定資産	348,704,468	長 期 借 入 金	129,163,000
建 築 物	189,912,996	長 期 未 払 金	3,439,000
構 築 物	808,842	退職給付引当金	113,127,200
機 械 装 備	3,879,129	負 債 合 計	1,390,717,774
工 具 器 具 備 品	11,743,097	(純 資 産 の 部)	539,043,830
土 地	142,360,404	株 主 資 本	40,000,000
無形固定資産	344,682,867	資 本 剰 余 金	25,000,000
商 標 権	326,451,618	資 本 準 備 金	25,000,000
ソ フ ト ウ エ ア	16,779,136	利 益 剰 余 金	474,043,830
電 話 加 入 権	1,452,113	利 益 準 備 金	10,000,000
投資その他の資産	65,617,794	その他利益剰余金	464,043,830
投資有価証券	18,707,448	別途積立金	810,000,000
関係会社株式	1	繰越利益剰余金	▲345,956,170
保 証 金	46,580,920	(内当期純損失(▲))	▲347,983,118
その他の投資等	329,425	評価・換算差額等	▲16,708,615
		その他有価証券評価差額金	▲16,708,615
資 产 合 计	1,913,052,989	純 資 産 合 讈	522,335,215
		負 債 及 び 純 資 产 合 讈	1,913,052,989

科 目	金 額
(単位:円)	
売 上 高	5,331,684,133
売 上 原 価	3,324,090,978
返品調整引当金繰入額	1,388,000
売 上 総 利 益	2,006,205,155
販売費及び一般管理費	2,243,954,384
営 業 損 失 (▲)	▲237,749,229
営 業 外 受 益	36,577,022
受取利息・配当金	2,179,193
そ の 他 の 収 益	34,397,829
営 業 外 費 用	11,881,989
支 払 利 息	3,270,600
雑 損 失	8,611,389
経 常 損 失 (▲)	▲213,054,196
特 別 損 失	61,881,922
減 損 損 失	52,069,968
固 定 資 産 除 却 損	4,811,955
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,999,999
税金等調整前当期純損失(▲)	▲274,936,118
法人税・住民税及び事業税	2,000,000
法 人 税 等 調 整 領	71,047,000
当 期 純 損 失 (▲)	▲347,983,118

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位:円)

株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
当期首残高	40,000,000	25,000,000	25,000,000
当期 剰余金の配当			10,000,000
当期 別途積立金の積立			0
当期純損失 (▲)			0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			0
当期変動額合計	0	0	0
当期末残高	40,000,000	25,000,000	25,000,000

(単位:円)

(2) 固定資産の減価償却の方法

株主資本			
	利益剰余金	その他利益剰余金	別途積立金
当期首残高	1,520,000,000	▲707,973,052	822,026,948
当期 剰余金の配当			887,026,948
当期 別途積立金の積立		710,000,000	0
当期純損失 (▲)		▲347,983,118	▲347,983,118
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			0
当期変動額合計	▲710,000,000	362,016,882	▲347,983,118
当期末残高	810,000,000	▲345,956,170	474,043,830

(単位:円)

(3) 引当金の計上基準

株主資本			
	評価・換算差額等	その他有価証券	評価差額金
当期首残高	▲15,983,603	▲15,983,603	871,043,345
当期 別途積立金の配当		0	0
当期純損失 (▲)		0	▲347,983,118
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		▲725,012	▲725,012
当期変動額合計	▲725,012	▲725,012	▲348,708,130
当期末残高	▲16,708,615	▲16,708,615	522,335,215

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均による原価法

決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)

移動平均による原価法

決算末日のあるもの
・時価のないものの
③ たな卸資産
・商品
移動平均法による原価法 (償借対照表価額は収益性の低下
による簿価切下げの方法により算定)

主に最終仕入原価法

② その他有価証券
・時価のあるもの
④ 利益剰余金
・利益準備金
⑤ 利益剰余金合計

⑥ 別途積立金
・繰越利益剰余金
⑦ 株主資本合計

⑧ 有形固定資産 (リース資産除く)
・別途積立金
⑨ 無形固定資産 (リース資産除く)
・別途積立金

⑩ リース資産
・所有權移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と
する定額法によっております。

⑪ 上記権等の貸倒損失に備えるため、一般貸倒について
は法人税法の規定による法定備入率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不
能見込額を計上しております。
⑫ 退品による損失に備えるために、期末の売上債権を基準と
して計上しております。(税法基準)

⑬ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退
職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
⑭ 退職給付引当金
a) 退職給付見込額の期間帰属方法
当事業年度までの期間に帰属させます。
b) 退職給付見込額の算定方法
当事業年度までの期間に算定せます。

監査報告書 謄本

監査報告書

b) 数理計算上の差異及び過去勤務債務の処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時ににおける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定期法により複数した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定期法により費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 税抜方式によっております。 消費税等の会計処理

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における現行済株式の数 普通株式 80,000 株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式は保有しておりません。
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当はございません。
- (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当はございません。
- (5) 当事業年度の末日における現行済新株予約権はございません。

3. その他の注記

該当事項はございません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、その他使用人、親会社の監査役その他の者と意見交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を開示し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上のおかげで、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらには、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年2月14日
アース・ベット株式会社
監査役 坂本 泰範 ㊞